特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	児童扶養手当に関する事務　基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御坊市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-

評価実施機関名

和歌山県御坊市長

公表日

令和8年6月1日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で一定の障害のある者）を監護している父・母、父母に代わってその児童を養育している人を対象として、児童扶養手当を支給している。ただし、所得による需給の資格制限がある。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①児童扶養手当の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答。 ②児童扶養手当の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答。 ③未支払の児童扶養手当の請求の受理、審査又は請求に対する応答。 ④現況届出の受理、審査又は請求に対する応答。 ⑤関係機構への資料の閲覧、提供又は報告の求め。 ⑥父母指定者の届け出の受理、審査又は届出に対する応答。 ⑦マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用した申請受付
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
受給者台帳情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年法法律第27号） 第9条（利用範囲）第1項　別表56の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 17,20,42,72,89,90,125,155の項 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 81の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部こども支援課
②所属長の役職名	福祉部こども支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御坊市役所　総務部総務課 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地2 TEL　0738-22-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御坊市役所　福祉部こども支援課 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地2 TEL　0738-52-5033
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月23日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月23日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	Ⅳ　リスク分析	–	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和2年6月30日	5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民福祉部社会福祉課長　西川　宏洋	市民福祉部社会福祉課長	事後	
令和4年5月26日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の概要	②事務の概要 ⑦マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用した申請受付	事後	
令和4年5月26日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称 児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	③システムの名称 児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）	事後	
令和4年5月26日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法律の根拠 番号法第19条第7号　別表第二	②法律の根拠 番号法第19条第8号　別表第二	事後	令和3年9月1日に施行された番号利用法の改正による修正
令和4年5月26日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	TEL　0738-23-5508	TEL　0738-52-5033	事後	
令和5年5月26日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称 児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）	③システムの名称 児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）、申請管理システム	事後	
令和7年5月7日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法律の根拠 番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 （別表第二における情報照会の根拠） 57の項	②法律の根拠 番号法第19条第8号　主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 17,20,42,72,89,90,125,155の項 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 81の項	事後	
令和7年5月7日	5．評価実施機関における担当部署	①担当部署 市民福祉部社会福祉課 ②所属長の役職名 市民福祉部社会福祉課長	①担当部署 福祉部こども支援課 ②所属長の役職名 福祉部こども支援課長	事後	
令和7年5月7日	7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	御坊市役所　総務部総務課庶務係 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地 TEL　0738-22-4111	御坊市役所　総務部総務課 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地2 TEL　0738-22-4111	事後	
令和7年5月7日	8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	御坊市役所　市民福祉部社会福祉課福祉児童係 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地 TEL　0738-52-5033	御坊市役所　福祉部こども支援課 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地2 TEL　0738-52-5033	事後	
令和7年5月7日	Ⅳ-8.人手を介在させる作業	ー	新規追加	事後	新様式による項目の追加
令和7年5月7日	Ⅳ-11.もっとも優先度が高いと考えられる対策	ー	新規追加	事後	新様式による項目の追加
令和8年5月29日	3．個人番号の利用	法令上の根拠行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年法法律第27号） 第9条（利用範囲）第1項　別表第一37の項	法令上の根拠行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年法法律第27号） 第9条（利用範囲）第1項　別表56の項	事後	